

ぶんかざいまるちなび

文化財知ナビ

No.17

このニュースレターでは、「文化財に親しむ機会の提供に関する事業」の一つとして、身近な文化財情報をはじめ、文化財を活用した事業などの紹介を行っています。ぜひ、学校教育や生涯学習の場で広くご活用ください。今回は道教委で行っている文化財関係の仕事について、紹介します。

震災からの復旧・復興支援と埋蔵文化財

平成23年3月11日に起きた東北地方に大きな被害が発生しました。特に津波により大きな被害を受けた太平洋沿岸の地域では、新しい道路や住宅を高台に建てて移転することになりますが、その場所が埋蔵文化財（遺跡）の場合、事前に発掘調査などが必要になります。

道教委は岩手県の支援のため、埋蔵文化財保護の専門家1人を派遣しています。今回は、岩手県でがんばっている藤原主任にインタビューしてみました。

どんなお仕事をされていますか。

高台に移転する人たちの住宅の建設や道路工事を行う場所に埋蔵文化財（遺跡）があるかどうか調査を行ったり、発掘調査を行います。雪が降りしきる冬の間も復興事業に切れ目がないうちに現地で発掘調査をがんばっています。



学校の近くで発掘調査をしていると、児童・生徒が見学に来ることもあるそうですね。



社会科の授業で発掘調査の様子を勉強しに来ることがありました。私たちも発掘調査の合間に近隣の学校の児童・生徒対象の発掘体験事業を行いました。

児童生徒の皆さんも、土器のかけらを夢中になって捜していましたよ。

最後に一言お願いします。

文化財は故郷の誇りや地域の価値の再発見にもつながります。私は復興の心の支えになるよう現地で活動してきました。これからも、努力していきたいと思っています。

銃砲刀剣類登録審査会

現在、放送されている幕末を舞台にしたドラマで日本刀や火縄銃を持っているシーンを見たことはありませんか。日本刀や火縄銃などの銃砲刀剣類は法律により原則として持つことができませんが、美術品や骨とう品として価値があるものについては登録することで持つことができます。道教委では、日本刀を登録するための審査会を年4回行っています。今回は、銃砲刀剣類登録審査会について、お伝えします。



登録の対象となる外国製銃砲（写真提供：市立函館博物館）

○ 登録の対象になる銃砲刀剣類

おおむね慶応3年（1867年）以前に製造された日本製銃砲、同年以前に日本に伝来した外国製銃砲、日本刀として伝統的な製作方法によって製造され、鍛えられた刀剣類が対象となります。

○ 銃砲刀剣類登録審査会の様子

審査会では、刀の専門家に審査してもらい、登録できると判断されたものについては銃砲刀剣類登録証を発行しています。



日本刀を審査している様子